



1 海岸保全基本計画の概要

海岸保全基本計画に定める事項

- 海岸の現況及び保全の方向
- 海岸の**防護**に関する事項
- 海岸**環境**の整備及び保全に関する事項
- 海岸における公衆の適正な**利用**に関する事項
- 海岸保全施設の新設・改良、維持・修繕に関する事項

2 計画の変遷

平成16年度
平成25年度

福島県沿岸海岸保全基本計画 策定
計画変更①

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う計画堤防高の見直し等

平成27年度

計画変更②

海岸法改正に伴う維持・修繕に関する事項を記載

平成28年度

計画変更③

農地海岸における海岸保全施設の追加

▶今回で4回目の計画変更

3 国の基本方針変更

令和2年11月

- 「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」が変更された。
- 将来的な海面水位上昇や高潮・高波の激甚化に備えるため、気候変動適応の視点が追加された。

4 計画外力の設定条件・算定方法 [第1回～第3回検討会で検討済み]

21世紀末（2081～2100年）に世界平均気温が2℃上昇するシナリオを想定

気候変動に伴う台風・低気圧の強度増加

台風・低気圧の強度増加による波高、潮位偏差等の増加

- 波高 : +0.43m (約1.05倍)
- 潮位偏差 : +0.02m (約1.03倍)

気候変動に伴う海面上昇 : +0.38m

上記の将来の計画外力を用いて、高潮による波の打ち上げ高と設計津波水位を算定
→これらに基づき、**将来の防護水準を設定**

5 将来防護水準の算定結果

- 気候変動後の将来外力を用いて算定された将来の防護水準を下表に示す。
- 相馬海岸②、広野海岸では、将来の防護水準に対して現行計画堤防高が不足する結果となった。
- 現在、福島県では、震災後の施設整備が完了し、現行の防護水準には十分に対応できる状況である。そのため、将来の気候変動の影響を踏まえた施設整備を今すぐに行う必要はないと考えられる。

将来の防護水準は、2100年時点での参考値として海岸保全基本計画に記載する。

地域海岸	現行計画 堤防高	将来の 防護水準	差(m)	決定事象
	(T.P.m) A	(T.P.m) B	(T.P.m) B-A	
新地海岸・相馬海岸①	7.2	7.2	0.0	高潮
相馬海岸②	7.2	7.4	0.2	高潮
鹿島海岸	7.2	7.2	0.0	高潮
原町海岸・小高海岸	7.2	7.2	0.0	高潮
浪江海岸・双葉海岸	7.2	7.2	0.0	高潮
大熊海岸	7.2	7.2	0.0	高潮
富岡海岸	8.7	8.7	0.0	津波
楢葉海岸	8.7	8.7	0.0	津波
広野海岸	8.7	9.6	0.9	津波
久之浜海岸	7.2	7.2	0.0	高潮
四倉海岸・平海岸①	7.2	7.2	0.0	高潮
平海岸②・磐城海岸①	7.2	7.2	0.0	高潮
磐城海岸②	7.2	7.2	0.0	高潮
勿来海岸	7.2	7.2	0.0	高潮

6 基本計画への記載内容

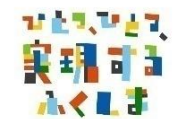
① 2100年時点の防護水準	気候変動を考慮した2100年を想定した高さであり、 将来的な海岸保全施設の指標となる「参考値」 として記載する。
② 施設整備の取扱い	現時点で、新たな施設整備を直ちに実施するものではない。
③ 継続的な確認・見直し	今後の将来予測等による影響評価を継続的・定期的に確認しながら対策案を検討する旨を基本計画へ記載する。

7 基本計画変更の主な対象・内容 [第4回検討会の主な議題]

- 防護及び海岸保全施設に関する箇所に、気候変動の影響を考慮する必要性、
- 対策方針、防護水準の設定方法、ソフト対策の推進等を追加

以上を踏まえ、**海岸保全基本計画の変更を行う。**
(令和8年内 策定予定)

1



第4回検討会 開催結果

検討会の主な検討結果は以下のとおり。

1. 気候変動予測を踏まえた将来の防護水準（海岸堤防計画高）を示し、妥当性が確認された。
2. 海岸保全基本計画の変更案には、将来の防護水準を「気候変動を考慮した2100年を想定した高さであり、将来的な海岸保全施設の指標となる『参考値』である」と記載することを示し、妥当性が確認された。